

第5章

韓国

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、繊維・繊維製品が平均19.4%（最高35%）と相対的に高い譲許税率となっているのをはじめとして、ガラス製の信号用品及び光学用品（35%）、銅製品（13～16%）、アルミ製品（13～16%）等高関税品目が存在する。また、譲許率は電気機器が70.3%等となっており、非農産品全体では93.8%である。非譲許品目としては、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

なお、1997年7月に、ITAに参加したことにより、情報技術製品の関税率が2004年までに無税化された。また、1999年には前年10月の米韓自動車交渉の結果、乗用車の譲許税率（最高80%）を一律8%に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国はOECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

韓国における知的財産法制は、TRIPS協定の履行期限を前倒しにして1999年末以前に整備を完了し、TRIPS理事会における協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からはその取組について評価できる。

他方、国内調査結果（特許庁「2007年度模倣被害調査報告書（2008年3月）」）によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、30.4%が韓国で製造、経由、販売消費いずれかの被害を受けていると報告されている他、日本の税関における知的財産権侵害疑義物品の輸入差止件数を仕出し国別で見ると、全差止件数の12.4%（前年と比較して約27.4%減）を韓国が占めている。我が国は、韓国政府と水際での取り組みについて協力を推進しているところである。なお、韓国政府においても刑事処罰の量刑強化や損害額の推定規定の改正等制度面での改善がなされている。特に、模倣品等対策に有効な制度である、形態模倣規制の導入等を内容とする不正競争防止法の改正がなされており、このようなTRIPS協定による義務以上の取組については高く評価できる。また、2008年には

第1部 各国・地域別政策・措置

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、産業技術の流出防止及び保護に関する法律の罰則規定の強化、関税法の取締規定の強化、特許法、実用新案法、デザイン保護法及び商標法の両罰規定の明確化のほか、各種知的財産権保護法の改正が行われている。

しかし、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、産業界・権利者等の制度利用者から具体的な問題点についての一層の情報提供を促しつつ、運用面での取組について、引き続き注視していく必要がある（第3章「ASEAN諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。